# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

船橋市長

## 公表日

令和7年1月31日

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	リ添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

## I 基本情報

I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務				
②事務の内容	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等の関係法令、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月15日条例第27号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、後期高齢者医療制度において以下の事務を行う。  1. 被保険者に係る資格等に関すること ・後期高齢者医療資格確認書の送付 ・負担限度額認定証の申請受付、発行 ・特定疾病療養受療証の申請受付、発行 ・後期高齢者医療資格確認書の受付、発行 ・後期高齢者医療資格確認書の受付、発行 ・を進収入額適用申請書の受付、発行 ・生活保護の開始及び廃止の届出の受付等 ・一部負担金減免申請書の受付及び決定通知書の送付 ・一定の障害を持つ者が行う後期高齢者医療制度への加入申請の受付  2. 保険料の微収等に関すること ・子葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が決定した保険料の微収等に関すること ・子葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が決定した保険料の微収等に関すること ・保険料額減免申請書の受付及び決定通知書の送付 ・保険料額減免申請書の受付及び決定通知書の送付 ・保険料額減免申請書の受付及び決定通知書の送付 ・保険料の微した保険料収納情報の取得並びに督促及び催告の実施 ・年金保険者からの特別徴収対象者情報の取得、特別徴収額の送信及び結果情報の取得・納付証明書等の申請受付及び発行  3. 医療給付等に関すること ・療養費、葬祭費等の医療給付に係る申請書の受付及び広域連合への送付 ・滞納者に対する医療給付の一時差し止めに関する事務 ・第三者行為に関する書類の受付及び広域連合への送付  4. 広域連合との連携等に関すること ・被保険者の資格の取得や喪失に必要となる異動情報の管理及び連携				
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 2/1,000人以上30万人未満 2/1,000人以上30万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 3/1				
システム1					
①システムの名称	後期高齢者医療システム				
②システムの機能	1. 検索機能 ・被保険者番号、個人番号、氏名、生年月日等により被保険者に関する情報を検索する機能  2. 徴収関連情報管理 ・広域連合から提供された賦課情報を基に期割情報を作成、管理する機能 ・徴収方法に関する情報を管理する機能 ・収納、滞納情報を管理する機能 ・収納、滞納情報を管理する機能  3. 広域連合との連携、提供、管理 ・異動、所得、住民基本台帳情報等を取得し、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)を通じ広域連合と連携、提供する機能 ・広域連合から提供された資格、賦課等の情報を管理する機能				

4. 各種通知、帳票等の作成 ・納入通知書、納付書等の各種通知、帳票等を作成、出力する機能

	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム					
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム					
	[ ]その他 ( )					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓 口端末(以下「窓口端末」という。)で構成される。					
②システムの機能	1. 資格管理業務 (1) 資格確認書の即時交付申請 窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を窓口端末へ配信する。窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 (2) 住民基本台帳等の取得 窓口端末のオンラインアイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3) 被保険者資格の異動 (2) により窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを窓口端末へ配信する。 (2) 保険料収納管理窓口端末の配信する。 (2) 保険料収納管理窓口端末の工力インファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムトにおいて当該情報を用いて、療養費支給決定を行い、窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを窓口端末に配信する機能のことをいう。					
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )					

システム3							
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)						
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報提供機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。						
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ○]その他 (自治体中間サーバー、住基ネットゲートウエイシステム )						
システム4							
①システムの名称	自治体中間サーバー						
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ②データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ でキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:セキュリティ管理機能:水デラの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。						
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム       [ ] 既存住民基本台帳システム         [ ] 宛名システム等       [ ] 税務システム         [ O ] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)       )						
システム6~10							
システム11~15							
システム16~20							
3. 特定個人情報ファイル名							
後期高齢者医療ファイル							
4. 個人番号の利用 ※							
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の85の項						

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 (船橋市が提供する根拠) なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)				
6. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	船橋市健康福祉局健康部国保年金課				
②所属長の役職名	課長				
7. 他の評価実施機関	7. 他の評価実施機関				
_					

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

***********************************	後期高齢	<b>後期高齢者医療ファイル</b>						
①ファイルの種類 ※ [ システム用ファイル ] 1) システム用ファイル (表針算ファイル等) 2 その他の電子ファイル(表針算ファイル等) 2 ぞの他の電子ファイル(表針算ファイル等) 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 5 1000万人未満 5 1000万人未満 6 1000万人未満 6 1000万人未満 6 1000万人未満 7 1000万人上 1000万人 1000万人上 1000万人 10	2. 基本	情報						
1) 1万人未満   1 2) 1万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   5) 1,000万人以上   100万人以上   100万人以再   100万人以再   100万人以再   100万人以再   100万人以再   100万人以用   10	①ファイル	<b>、</b> の種類 ※	[ システム用ファイル ] 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)					
その必要性 後期高齢者医療制度における資格管理、賦課・徴収業務、医療給付の事務を行うのに必要なため。	②対象となる本人の数		1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満					
(選択肢〉 1) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 100項目未満 4) 100項目以上 100项目以上 100项目来 100项目以上 100项目上 100项目以上	③対象とな	なる本人の範囲 ※						
<ul> <li>①記録される項目</li> <li>[ 50項目以上100項目未満 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 (100項目未満 4) 100項目以上 (100項目以上 (100項目未満 4) 100項目以上 (100項目以上 (100项目以上 (100可则 (100可</li></ul>		その必要性						
「〇]個人番号	④記録さ	れる項目	│ 「					
- 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 対象者の特定及び、通知書等の送付先情報に必要 ・連絡先(電話番号等) : 本人への連絡等に必要 ・その他住民票関係情報 : 世帯の把握等に必要 ・地方税関係情報 : 負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 生活保護の開始及び停止による資格管理事務を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報 : 保険料の特別徴収及び、給付事務を行うために必要 ・年金関係情報 : 資格管理及び保険料の特別徴収を行うために必要 ・口座関係情報:保険料還付事務を行うために必要  全ての記録項目 別添1を参照。  ②保有開始日  2015/11/05		主な記録項目 ※	[○]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○]知方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]等関係情報					
<u>\$保有開始日</u> 2015/11/05		その妥当性	・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):対象者の特定及び、通知書等の送付先情報に必要・連絡先(電話番号等):本人への連絡等に必要・その他住民票関係情報:世帯の把握等に必要・地方税関係情報: 世帯の把握等に必要・地方税関係情報: 負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護の開始及び停止による資格管理事務を行うために必要・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収及び、給付事務を行うために必要・年金関係情報:資格管理及び保険料の特別徴収を行うために必要					
		全ての記録項目	別添1を参照。					
<u>⑥事務担当部署</u> 船橋市健康福祉局健康部国保年金課	⑤保有開	始日	2015/11/05					
	⑥事務担当部署		船橋市健康福祉局健康部国保年金課					

3. 特定個人	情報の入手・	使用
		[〇]本人又は本人の代理人
		[ <b>〇</b> ] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課・市民税課・介護保険課・債権管理課・生 ) 活支援課・会計課
①入手元 ※		[ 〇 ] 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構・国税庁・法務省・警察庁・デジタル庁 )
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ( 道府県
		[ O ] 民間事業者 ( 生命保険会社・世帯主の勤務先・その他第三債務者・被保険者の雇 ) 用主・CNS(地銀ネットワークサービス株式会社)・各金融機関
		[ ]その他( )
		[ <b>〇</b> ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方法		[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム
@/\1/1/A		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
		[ ]その他 ( )
③使用目的 ※		入手した情報を広域連合と連携し、被保険者の資格や賦課、徴収等の事務を行うため。
	使用部署	国保年金課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、 習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所
④使用の主体	使用者数	<選択肢> [ 100人以上500人未満 ] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑤使用方法		
		評価実施機関内の他の部署から入手した情報(住基異動、所得等)を標準システムを経由して広域連合と連携し、被保険者の一部負担割合や賦課額、徴収方法の決定、資格確認書の発行等を行う
		評価実施機関内の他部署及び千葉県後期高齢者医療広域連合から入手する場合は、内部番号等で突
to		合する。 本人、本人の代理人又は内閣総理大臣から入手する場合は、個人番号、内部番号、4情報等で突合す
⑥使用開始日 平成28年1月4日		平成28年1月4日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託0	D有無 <mark>※</mark>	[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       2) 件					
委託	事項1	システム運用保守業務					
①委託内容		後期高齢者医療システムの運用支援及び保守対応 ・問い合わせ対応、初回バッチ処理の立会い等の運用支援 ・障害発生時の復旧対応作業 ・パッケージに関する情報提供、保守作業 ・ディスク容量等のリソース管理、定例会議での保守作業実績報告 ・計画停電時の支援対応 ・ハードウェアの維持保守及びソフトウェアの保守					
②委詰	<b>そ先における取扱者数</b>	〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上					
③委訂	<b></b>	日本電気株式会社千葉支社					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する 理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管 理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとして いる。					
	⑥再委託事項	システム運用保守業務の一部を委託する。					
委託	事項2~5						
委託	事項2	窓口・受電業務					
①委詢	<b></b>	窓口・電話対応					
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
③委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	事項6~10						
委託	委託事項11~15						
委託	委託事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ 〇] 移転を行っている ( 26)件				
提供 移転の有無	[ ] 行っていない				
提供先1					
①法令上の根拠					
②提供先における用途					
③提供する情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲					
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線				
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙				
	[ ] その他 ( )				
⑦時期·頻度					
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					
移転先1	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				
①法令上の根拠	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				
②移転先における用途	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				
③移転する情報	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				
	[〇]庁内連携システム [〇]専用線				
<b>⑥移転方法</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
₩197∓47174	[〇] フラッシュメモリ [〇] 紙				
	[ ]その他 ( )				
⑦時期·頻度	(別紙1)後期高齢者医療ファイルに係る移転先				

移転先2~5						
移転先2	千葉県後期高齢者医療広域連合					
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。					
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の 医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等 の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員 の所得等の情報を管理する必要があるため。					
③移転する情報	1. 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報 (世帯単位) ・住民登録外情報:年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登録外登録情報(世帯単位)  2. 賦課・収納業務 ・所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報・期割情報:当市が実施した期割保険料の情報・収納情報:当市が収納及び還付充当した保険料の情報・収納情報:当市が管理している保険料滞納者の情報・滞納者情報:当市が管理している保険料滞納者の情報  3. 給付業務 ・療養費関連情報等:当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者					
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム       [ O] 専用線         [ O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)       [ O] フラッシュメモリ         [ O] での他 ( )       )					

•資格管理業務

被保険者資格に関する届出 :届出のある都度。

住民基本台帳情報 :日次 (個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転) 住民登録外情報 :日次 (個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転)

⑦時期・頻度

•賦課、収納業務

所得·課税情報 :月次 期割情報 :月次 収納情報 :日次 滞納者情報 :日次

•給付業務

療養費関連情報等 :月次

### 移転先6~10

#### 移転先11~15

#### 移転先16~20

## 6. 特定個人情報の保管・消去

<船橋市における措置>

・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機 室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。

(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)

・後期高齢者医療システムのバックアップシステムデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外が立ち入ることができない執務室内での取扱いに限られており、また使用後は定められた場所で施錠して管理している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

保管場所 ※

\_

## (別紙1 令和7年1月31日現在)後期高齢者医療ファイルに係る移転先

		州/平1月31口現任/仮規向即日区旗	or the property					
No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
1	後期高 齢 療 速 合	る法律に基づく個人番号の利用に関す	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって番号 法第19条第8号に基づく主務省令で定 めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療による医療に関する給付の支給に関する給付の支給性のでは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・専用線 ・フラッシュメ モリ	照会の 都度
2	生活支 援課	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・船橋市番号利用条例第3条第3項</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項</li></ul>	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
3	国保年 金課	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・船橋市番号利用条例第3条第3項</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項</li></ul>	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって番号法第19条第8号に基づく主 務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
4	国保年 金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表70の項	国民健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって番号法第19条 第8号に基づく主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五 十六条第一項に規定 する他の法令による給 付の支給に関する情報 であって番号法第19条 第8号に基づく主務省 令で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
5	生活支 援課	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・船橋市番号利用条例第3条第3項</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項</li></ul>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律による支援給付の支給に関する 事務であって番号法第19条第8号に基 づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
6	介護保 険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の16の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
7	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	年次

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途		④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
8	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
9	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の3の項	重度心身障害者医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
10	健康づ くり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表27の項	第一項の疾病に係るものに限る。)の支	医療保険各法その他 の法令による医療に関 する給付の支給に関す る情報であって番号法 第19条第8号に基づく 主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
11	高齢者 福祉課		老人福祉法による費用の徴収に関する 事務であって番号法第19条第8号に基 づく主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
	健康危 機対策 課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表137の項	第百十四号)による費用の負担又は療	感染症の予防及び感染症の予防及び感染症の患者に対する法律第二項に規定を 療に関する法律に規定療に関する結構である を発第一項に規定療に関する結構である を を を を を を を を を を の を を の を を の を を の を を の を の を を の を を の を を の を を の を を の を と の を と の を の を	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
13	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
14	地域保 健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 七条に規定する他の法 令により行われる給付 の支給に関する情報で あって番号法第19条第 8号に基づく主務省令 で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
15	保健総 務課	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・船橋市番号利用条例第3条第3項</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項</li></ul>	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	報であって番号法第19	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
16	子育て 給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の7の項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
17	保健総 務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の9の項	小児指定疾病医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
18	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の1の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
19	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
20	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
21	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条4項及び別 表その2の10の項			1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条4項及び別 表その2の16の3の項	健康増進法(平成14年法律第103号)に よる健康増進事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの		1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
23	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条4項及び別 表その2の16の3の項	健康増進法(平成14年法律第103号)に よる健康増進事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの		1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
24	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
7	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表13の項		医療保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない> 後期高齢者医療ファイル

令和3年3月10日現在

•送付先情報

•連絡先情報

## <宛名管理>

•宛名番号 •現住所 住所名 ·住民事由CD •転出先住所 住所名 •現住所\_方書名 •転出先住所\_方書名 •住民種別CD •前住所\_郵便番号 ·住記住民状態CD · 前住所\_住所CD •氏名 •住民状態CD 氏名カナ •前住所\_住所名 •国籍CD •前住所\_方書名 •世帯番号 •通称名 •世帯主氏名 通称名カナ ・住なく年月日 ・世帯主氏名カナ •生年月日 ・住なく届出年月日 ·在留資格CD ·続柄CD •性別CD ・住なく事由CD •在留期間 •現住所 郵便番号 •住民年月日 •転出先住所 郵便番号

•住民届出年月日

•転出先住所\_郵便番号 •口座情報 •固有宛名情報 •外国人住民年月日 •名寄せ情報 •第30条45規定区分 メモ情報 •DV支援情報 •更新年月日 · 在留CD等番号 •更新職員ID ・転出先住所\_住所コード ・制度個人番号

#### く資格管理>

·現住所\_住所CD

• 宛名番号 • 資格取得事由 • 資格喪失事由 氏名カナ ·性別CD •被保険者番号 •資格取得年月日 •資格喪失年月日 ·生年月日 •現住所 ·個人区分CD

### <賦課管理>

•賦課期日 •後期高齢保険料 •介護年金特徴情報 •期別額 •相当年度 •被保険者番号 ・賦課事由 •減免情報 •通知書情報 - 納期限 •賦課決定年月日 •法定納期限 •賦課管理番号 •年金特徴情報 •賦課年度 • 宛名番号 •期割決定日 •所得情報 •徴収区分

#### く収納管理>

•賦課年度 •期別 ▪調定情報 •還付充当情報 •更新年月日 •課税年度 •宛名番号 •納付情報 •督促情報 •更新職員ID •制度個人番号 •科目 •過誤納情報

## <滞納管理>

•宛名番号 •課税年度 •催告情報 •分納情報 • 更新年月日 •制度個人番号 •科目 •財産情報 •執行停止情報 ·更新職員ID •賦課年度 •期別 •処分情報

## <広域連携管理>

•広域連携住民情報 •広域連携所得情報 •広域連携収納情報 •広域連携滞納者情報

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

#### 【標準システム端末における措置】

- ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらか じめ指定されたインターフェイス(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手 することはない。
- ・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。

※ ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと窓口端末間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。

### 【既存住民基本台帳システムからの連携による入手】

・システムにより必要な対象者及びその情報以外を取得しないよう制限をかけている。

#### リスクに対する措置の内容

#### 【申請・届出資料からの入手(紙、電子データ)】

- ・届出・申請にあたり記載すべき書類は、法令によって定められた記入すべき項目を明示している。
- ・申請の受付時、本人または代理人の本人確認をしたうえで、申請内容が対象者の情報であることを確認する。
- ・届出・申請内容を、窓口受付時及びシステム入力前に申請・届出書類に記載された項目の確認を行い、システム入力後に入力情報と申請・届出書類の内容との照合を実施している。

#### 【住民基本台帳ネットワークシステムの参照による取得】

・住民基本台帳ネットワークシステムオンライン端末による取得について、端末を操作する職員は関係事務従事者に限定し、個別のユーザーIDと生体認証による認証を行う。また、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。

### 【庁内連携による取得】

・システムにより必要な対象者及びその情報以外を取得しないよう制限をかけている。

#### 【その他】

・後期高齢者医療システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、 不適切な方法で特定個人情報の入手が出来ない仕組みとしている。

#### リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内に閉じたネットワークなど)を用いる。

## 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ・個人番号利用事務以外又は、個人番号を必要としない事務から後期高齢者医療制度に関する情報の 要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。ま た、権限のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。 リスクに対する措置の内容 ・システムごとに権限管理を行っており、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示するこ とで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。 Γ 十分である 1 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 2) 行っていない 1) 行っている 【窓口端末における措置】 ・窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、 パスワードによるユーザ認証を実施する。 •なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されて いない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な 操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわ しをしないことを徹底している。 【後期高齢者医療システムにおける措置】 具体的な管理方法 ・後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の担当業務に基づ きアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・異動等により所属が変わる際には、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を経て、職員の所属情報 を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ・他部署にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、情報セキュリティ管理者 (所属長)の承認を得て登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものにつ いては廃止する。 ・パスワードは90日毎に変更するようにシステムで制限する。またその際は変更前と同じものは使用で きないように制限する。 その他の措置の内容 <選択肢> 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【権限の無い者が通りがかりに端末画面から情報を得てしまうリスク】

・画面ロック機能(windowsキー+L)を利用して、離席時には画面を表示させない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない								
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢>   定めている ] 1)定めている	2) 定めていない						
	規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。							
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢>	っている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない						
	具体的な方法	・委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき	義務を同様に負うことを規定している。						
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分か		<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい							
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									

<sup>【</sup>目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク】
・窓口・受電業務委託事業者へは、後期高齢者医療システム及び標準システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかける。

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    [  ]提供・移転しない							
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<選択肢> [ 定めている ] 1)定めている 2)定めていない							
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 【窓口端末における措置】 ・当市の窓口端末における措置】 ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については「一部事合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2号、総行住第14号、総税市第12号)において、同一部署内での内部利用の取扱いと・広域連合の情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システム・関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。								
その他の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】

・正しい情報を提供・移転するため、後期高齢者医療システム上でのチェックを実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。

## 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】

・移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある連携基盤システムを介して行うものとし、移転先と連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への移転はなされないことが所管課管理の下、システム上担保される。また、連携基盤上のデータ授受については、事前に申請するものとし、申請されたものしか授受出来ない方式とする。

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続	[  ]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)						
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容	〈後期高齢者医療システムの運用における①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましに④定められたルールを遵守し適切に運用を⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的代表的の発行と照会内容の照会許可用情報に受け、、本語の発行と照会内容の照会許可用情報に大力には対している。②自治体中間サーバーの職員認証・権保が、不適切なオンライン連携を抑止する、で、2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムから情報といってがアウトを実施した職員、時期よりでは、不適切なオンライン連携を抑止する使用に、2)番号法の規定による情報提供を少りに、2)番号法の規定による情報提供を対け、不適切なオンライン連携を抑止する情報と、2)番号法の規定による情報提供を対け、不適りは、当時報を付け、で、3)自治体中間サーバーの運用における情報には、3)自治体中間サーバーの運用における情報は、4)は、3)自治体中間サーバーの運用における情報には、3)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4)は、4	の人数、参照範囲としている。 管理し、パスワードが他者による操作を防止している。 行っている。 マキュリティ研修を実施している。 オカリティ研修を実施している。 マキュリティ研修を実施している。 マキュリティ研修を実施している。 はおりかにないには、ログルのにない。 は、ログルのにないる。 はいないでは、ログルのにないる。 はいないでは、ログルのにないる。 はいないでは、ログルのにないる。 はいた特定個人情報の照会がは、ログルのになっている。 はいた特定個人情報の照会がは、ログルのになっている。 はいた特定個人情報の照会がは、ログルのにない。 の認証と職員に付与された。	知られることのないよう厳重にいる。 会を行う際には、情報提供許可供ネットワークシステムになる。つまいまり、目的外提供やセキュリン時の職員認証の他に、ログイか、不適切な接続端末の操作なび照会した情報の受領を行う機定個人情報の提供に係る情報可否を判断するために使用する。 権限に基づいた各種機能や特						
リスクへの対策は十分か	L	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 課題が残されている	2) 十分である						
リスク2: 不正な提供が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容									
リスクへの対策は十分か	L 1	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 課題が残されている	2) 十分である						

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操 作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対
- 応している。

#### <自治体中間サーバー·プラットフォームにおける措置>

- ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワー
- ク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、 漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確 保している。
- ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御) しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における 情報漏えい等のリスクを極小化する。

### 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事 問知	故発生時手順の策定・	[ 十分に	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生あり	]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
その内容		者を対象に、冬( その際、116名	tみの募集案戍 の対象者のア♭ 表示される形	ウメールを シスを本	送信(直近1年以内に勤務 来「BCC」に入れるところを	かのみ勤務)を募集するために経験 したことのある方116名。)。 誤って「TO」に入力し、他の方の のうち6名はアドレスが変更されてお	
	再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBcoに直接入力又はエクセルデータからのりけけにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成におよびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。					

### 【物理的対策】 <船橋市における措置> ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管 理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用 を行うための部屋をいう。) ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁 止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可してい る外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人 監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナ ントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがな いよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラ ウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環 境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 <船橋市における措置> ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 その他の措置の内容 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 く自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防 止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同 じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」 をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビ ティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理 を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24 時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドル ウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離さ れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウド への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <選択肢> 十分である 1 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置>

個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存 住民基本台帳システムとの整合処理を行う。

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

#### <紙媒体に対する措置>

- ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。
- ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

## 8. 監査

実施の有無 「O]自己点検 「 **〇** ] 内部監査 「O]外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 十分に行っている ] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 従業者に対する教育・啓発 3) 十分に行っていない 【後期高齢者医療システム】 ①職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する 事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識 の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じることを徹底し、第 三者による覗き見を防止している。 具体的な方法 【標準システム】 ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 【自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

## 10. その他のリスク対策

#### <船橋市における措置>

・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。

・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することと

・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

## <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

している。

自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起 因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因 しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応す るものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー(船橋市役所本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に、住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	_
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2395
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を 報告する。

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和7年1月31日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】					
①方法	_					
②実施日・期間	-					
③主な意見の内容	_					
3. 第三者点検【任意】						
①実施日	_					
②方法						
③結果	_					

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム3 システム4	-	システム3、4を追加	事前	その他の項目の変更であるが、事前に変更を行った。
令和4年3月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年/内 閣府/総務省/令第5号)第46条	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項	事後	特定個人情報保護評価書の 記載要領の変更に伴う形式的 な変更であるため、重要な変 更に当たらない。
令和4年3月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	重要な変更
令和4年3月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 (船橋市が提供する根拠) なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)	事前	重要な変更
令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	[ ] 行政機関・独立行政法人等( )	[O] 行政機関·独立行政法人等( 内閣総理 大臣 )	事前	重要な変更
令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	[ ]情報提供ネットワークシステム	[〇]情報提供ネットワークシステム	事前	その他の項目の変更であるが、事前に変更を行った。

令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	評価実施機関内の他部署及び千葉県後期高齢者医療広域連合から入手する場合は、内部番号等で突合する。 本人又は本人の代理人から入手する場合は、個人番号、内部番号、4情報等で突合する。	評価実施機関内の他部署及び千葉県後期高齢者医療広域連合から入手する場合は、内部番号等で突合する。 本人、本人の代理人又は内閣総理大臣から入手する場合は、個人番号、内部番号、4情報等で突合する。	事前	その他の項目の変更であるが、事前に変更を行った。
令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙1 令和3年3月10日現在)のとおり	(別紙1 令和4年3月10日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年3月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	<船橋市における措置> (略)	<船橋市における措置>(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	重要な変更
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) また、上記の変更に伴い、「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」及び「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に追記を行った。	事前	重要な変更
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月10	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	_	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和4年3月10	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	_	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。

令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	【物理的対策】 ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定にた者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 【技術的対策】 ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。	【物理的対策】 <船橋市における措置> ①~③(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者で理、有人監視及び施錠管理をンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。。との事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。とがないよう、警備員などにより確認している。 【技術的対策】 <船橋市における措置> ①~④(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①を割する装置)等からネットワークを効率的かつ包括、侵入を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。。	事前	重要な変更
-----------	--	--	---	----	-------

令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	【後期高齢者医療システム】 ①~④(略) 【標準システム】 (略)	【後期高齢者医療システム】 ①~④(略) 【標準システム】 (略) 【自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	重要な変更
令和4年3月10日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	_	く船橋市における措置>・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更
令和4年3月10日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2020/3/30	2022/3/10	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年3月29日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ]その他( )	[〇]その他(口座関係情報)	事後	公金受取口座の制度の開始 に伴い、主な記録項目として 明確にするために追記したも のであり、元々口座情報を保 有していることから、リスクを 相当程度変動させるものでは ないため、重要な変更には当 たらない。

令和5年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	者の特定及び、通知書等の送付先情報に必要・連絡先(電話番号等): 本人への連絡等に必要・その他住民票関係情報: 世帯の把握等に必要・地方税関係情報: 負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護の開始及び停止による資格管理事務を行うために必要・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収及び、給付事務を行うために必要	・4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 対象者の特定及び、通知書等の送付先情報に必要・連絡先(電話番号等) : 本人への連絡等に必要・その他住民票関係情報 : 世帯の把握等に必要・地方税関係情報 : 負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要・生活保護・社会福祉関係情報 : 生活保護の開始及び停止による資格管理事務を行うために必要・介護・高齢者福祉関係情報 : 保険料の特別		その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>①入手元</li></ul>	[O] 行政機関·独立行政法人等(内閣総理大臣) [O] 地方公共団体·地方独立行政法人(千葉県後期高齢者医療広域連合) []民間事業者()	[〇] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構・国税庁・法務省・警察庁・デジタル庁) [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人(千葉県後期高齢者医療広域連合・市町村・都道府県) [〇] 民間事業者(生命保険会社・世帯主の勤務先・その他第三債務者・被保険者の雇用主・CNS(地銀ネットワークサービス株式会社)・各金融機関)	車丝	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	テンプスタッフ株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。

令和5年3月29日	機関において、個人情報に関	なっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされた ユーザー情報の件数は延べ252件であることが 判明したが、どのユーザー情報にアクセスされ たかについては、特定に至らなかった。第三者 からアクセスがあった可能性がある情報は、氏	したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パ	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年3月29日	去 リスク:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。	旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

	Γ	260 JZ-1-1-1-1-7 JH III S	260 E		1
令和5年3月29日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの	ルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ	事後	組織改正に伴う組織の名称の 形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年3月29日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ②対応方法	せ内容及び対応等について記録を残す。情報	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合 せ内容及び対応等について記録を残す。情報 漏えい等の重大事案に関する問合せについて は、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状 況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年3月22日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	船橋市健康福祉局健康·高齡部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年3月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局健康·高齢部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年3月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙1 令和4年3月10日現在)のとおり	(別紙1 令和6年3月22日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

A T-0	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局健康·高齢部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2395	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2395	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容 等	·後期高齢者医療被保険者証 ·被保険者証	左記の文言をそれぞれ下記のとおり変更 ・後期高齢者医療資格確認書 ・資格確認書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項	番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	法改正に伴う形式的な変更で あるため、重要な変更に当た らない。
〒和/年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表117の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]移転を行っている(25件)	[0]移転を行っている(26件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先	(別紙1 令和6年3月22日現在)のとおり	(別紙1 令和7年1月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略)	〈船橋市における措置〉 (略) 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 (略) 〈前バメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	アクセスがあった可能性がある情報は、氏名、 住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員 (夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集する	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

令和7年1月31日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	目の報音を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBocに直接入力又はエクセルデータ	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
-----------	---	---	---	----	-------------------------------

			【物理的対策】 (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		
令和7年1月31	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 (略) 【技術的対策】 (略)	【技術的対策】 (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「方ので運用管理補助者(利用基準に規定する「下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	重要な変更

令和	7年1月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 その他の措置の内容 上欄の続き		④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和	7年1月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 去 特定個人情報の保管・消去に 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	(略)	(略) <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (略)	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(略)	(略) くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウド正起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年3月10日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

## (別紙1 令和6年3月22日現在)後期高齢者医療ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報		⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
1	齢者医 療広域	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用に関す る条例(平成27年船橋市条例第55号。 以下「船橋市番号利用条例」という。) 第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する給付の支給以保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・専用線 ・フラッシュメ モリ	照会の 都度
2	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
3	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
5	国保年 金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の43の項	国民健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	国民健康保険法第五 十六条第一項に規定 する他の法令による給 付の支給に関する情報 であって主務省令で定 めるもの	万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
6	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
8	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	年次

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		⑦時 期·頻 度
9	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保 護の措置に関する事務であって規則で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
10	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の3の項	重度心身障害者医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
11	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条 第一項の疾病に係るものに限る。)の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	医療保険各法その他 の法令による医療に関 する給付の支給に関す る情報であって主務省 令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
12	高齢者 福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
13	健康危 機対策 課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項	近人は原食貝の人们に因りる事物に	感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律第三十 九条第一項に規定療に 他の法律による医療に 関する給付の支給に関 する情報であって主務 省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
14	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 七条に規定する他の法 令により行われる給付 の支給に関する情報で あって主務省令で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
15	地域保 健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	<b>隨害者の日堂生活及び社会生活を総</b>	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 七条に規定する他の法 令により行われる給付 の支給に関する情報で あって主務省令で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
16	保健総 務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法 律による特定医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの		1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度

No	. 移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
17	子育て 給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の7の項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
18	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の9の項	小児指定疾病医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
19	保健総務課	- 番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の1の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
20	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
21	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
22	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条4項及び別 表その2の10の項		医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
23	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
24	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度

## (別紙1 令和4年3月10日現在)後期高齢者医療ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報		⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
1	齢者医 療広域	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用に関す る条例(平成27年船橋市条例第55号。 以下「船橋市番号利用条例」という。) 第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する給付の支給以保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・専用線 ・フラッシュメ モリ	照会の 都度
2	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
3	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
5	国保年 金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の43の項	国民健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	国民健康保険法第五 十六条第一項に規定 する他の法令による給 付の支給に関する情報 であって主務省令で定 めるもの	万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
6	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の93の項	介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
8	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定め るもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	年次

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情 報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
9	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保 護の措置に関する事務であって規則で 定めるもの		1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
10	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の3の項	重度心身障害者医療費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10 万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
11	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条 第一項の疾病に係るものに限る。)の支 給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	医療保険各法その他 の法令による医療に関 する給付の支給に関す る情報であって主務省 令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
12	高齢者 福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
13	保健総 務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項		感染症の予防及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
14	障害福 祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 七条に規定する他の法 令により行われる給付 の支給に関する情報で あって主務省令で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
15	地域保 健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 七条に規定する他の法 令により行われる給付 の支給に関する情報で あって主務省令で定め るもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
16	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法 律による特定医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの		1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度

No	. 移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時 期·頻 度
17	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の7の項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
18	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び 別表その1の9の項	小児指定疾病医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
19	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の1の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
20	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
22	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条4項及び別 表その2の10の項		医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	<ul><li>・庁内連携</li><li>システム</li><li>・紙</li></ul>	照会の 都度
23	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び 別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度
24	地域保健課	<ul><li>・番号法第9条第2項</li><li>・船橋市番号利用条例第3条第3項</li><li>・番号法別表第二の9の項</li></ul>	児童福祉法による小児慢性特定疾病 医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって主務省令で 定めるもの	1万人未満	高齢者の医療 の確保に関す る法律第50条 から第55条の2 に基づく被保 険者	・庁内連携 システム ・紙	照会の 都度